

## 高齢者の障害者・特別障害者控除対象者の認定について

香芝市 介護福祉課

### 1. 高齢者の障害者・特別障害者控除対象者の認定について

市内に住所を有する65歳以上の方で、主治医の意見書で障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）または認知症高齢者の日常生活自立度（認知症の度合い）が一定以上であると確認できる方については、市町村が発行する認定書をもって所得税及び地方税の控除を申請することができます。

なお、既に障害者手帳をお持ちの場合は、手帳をもって控除を申請することができるため、本認定書は必要ありません。

### 2. 必要な書類及び手続の方法について

障害者・特別障害者控除対象者の認定は、本人又はその者の親族（民法第725条に定める親族）のみ申請することができます。ご親族が申請される際は、認定対象者と親族であることを証する書類（戸籍謄本、又は認定対象者の本人確認書類の写し等）を添付してください。

#### ◆控除の適用を希望する年の12月31日時点で香芝市の要介護認定をお持ちの方

##### 【必要書類】

- ①障害者・特別障害者控除対象者認定申請書

##### 【手続きの方法】

介護福祉課窓口又は香芝市公式ホームページから①申請書を入手し、必要事項を記入して認印を押印の上、香芝市介護福祉課にご提出ください。

#### ◆控除の適用を希望する年の12月31日時点で他市町村の要介護認定をお持ちの方（他市町村から香芝市内の住所地特例施設に入所中の方など）、又は要介護認定を持っていない方

##### 【必要書類】

- ①障害者・特別障害者控除対象者認定申請書
- ②障害者・特別障害者控除対象者認定用意見書

##### 【手続きの方法】

介護福祉課窓口又は香芝市公式ホームページから①申請書及び②意見書を入手し、まず主治医に②意見書の記入押印を依頼してください。次に、①申請書に必要事項を記入して認印を押印の上、②意見書を添えて香芝市介護福祉課にご提出ください。

（もし過年の認定書を希望される場合は、当該年の12月31日時点の状態を②意見書に記入していただくよう主治医に依頼してください。）

（裏へ）

### 3. 認定書受領後のお手続き

認定書は、申請から約1週間後に郵送で交付いたします。地方税控除のお手続きは、認定書、本人確認書類（運転免許証など）、認印をご持参の上、香芝市役所1階の税務課にてお手続きください。

所得税控除のお手続きにつきましては、葛城税務署にお問い合わせください。

○香芝市 税務課 〒639-0292 香芝市本町1397番地 電話番号：0745-44-3307	○葛城税務署 〒635-8503 大和高田市西町1番15号 電話番号：0745-22-2721 (葛城税務署の面接相談は事前予約制となっておりますので、事前に必ずお電話ください)
--	--

### 4. 注意事項

- ・認定書は原則として12月31日を基準日として発行します

そのため、例えば令和元年分の認定書は、令和2年1月1日以降に発行いたします  
但し、認定対象者が死亡している場合は、死亡日を基準日とします

- ・認定書は、特に指定のない場合は直近年分を発行します

もし過年の認定書が必要である場合は、申請書の余白にその旨をご記入ください  
(例：平成●●年分の認定書を申し上げます…等)

### 5. 認定区分及び控除額について

税額計算等については、香芝市税務課又は葛城税務署にお問い合わせください。

認定区分	控除額	障害事由	判定基準
障害者	27万円	身体障害者(3級～6級)に準ずる者	主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がA1又はA2に相当すると認められること。
		知的障害者(軽度・中度)に準ずる者	主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa又はⅡbであること。
特別障害者	40万円	身体障害者(1級・2級)に準ずる者	主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がB1、B2、C1又はC2に相当すると認められること。
		知的障害者(重度)に準ずる者	主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa、Ⅲb、Ⅳ又はMであること。
		寝たきりに該当する者	常に就床を要し複雑な介護を要する状態が6ヶ月以上継続しており、主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がB1、B2、C1又はC2に相当すると認められること。

